

なるほど 

正しい事業承継

- 経営承継円滑化法と税制 -

NPO法人 地経研
事業承継研究会
理事長 吉川 孝
✉toiawase@chie-club.net

Vol. 26

円滑化法：確認申請後の注意点

円滑化法に基づく確認申請を行い、確認を受けて通知書を受領することにより、将来の相続開始後において、株式等に関する相続税の納税猶予の特例の適用を選択することができます。その選択は、相続開始から8ヶ月間の間に後継者となるものがジックリと検討して行うことになります。

その時に検討すべきことは、確認の要件よりやや厳しい「認定の要件」と「その後の納税猶予継続のための要件」を見据えつつ、納付すべき相続税や納税猶予額の大きさ、相続財産による納税資金負担の可否や後継した会社の経営の内容を吟味することになるでしょう。

その意味では、後継者にとって必要なことは次の二つです。

- ① 「認定と納税猶予継続のための要件」を予め知っておくこと。
- ② 次世代の経営戦略や更に進めた経営の健全化策の計画化と実行。

このうち①については、後々説明を進めましょう。

今回は、折角確認を受けておいたのに、いざという時に認定が受けられない、又は株式等の相続税の納税猶予の特例が受けられないということのないようするための注意点を説明します。

確認の段階では、その特定した後継者がすでに代表者となっている（複数代表も可）場合を除けば、将来の“代表者候補”であって“相続等によって株式及び事業用資産を取得する見込み”があればいいので、つまり、確認時は役員や社員でなくてもいいということです。

ところが、注意すべきは相続税法では「相続開始直前において役員でなければならない」という点です。役員とは会社法の定義ですから、取締役及び監査役（会計参与というケースは無い）であれば、常勤非常勤の別や報酬の有無の別は関係ありません。代表者である必要もありません。相続開始後5カ月以内（認定基準日まで）に代表者になっていればOKです。

ですから、経済産業大臣の確認を受けたら、その特定後継者は“役員に就任させること”が賢明です。

又、相続開始時において特定後継者と経営承継相続人が同じであることが必要です。もし経産大臣の確認を受けた後になって、その後継者が変更になる場合には、必ず生前に「変更確認申請」をしなければ、実質の後継者に相続税の特例が使えない事態となりますので注意が必要です。ちなみに、確認申請に添付した計画に変更があっても、変更申請は任意となっています。

確認申請でも大切な特定代表者の保有株式要件は、相続税の定めも基本的に同じですので、確認を受けた後は株主構成を変更しないのが安心です。やむを得ない時は慎重に行ってください。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAXにてお問い合わせください。

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX受信拒否

FAX 番号：011-622-7768

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）

 日成コンサルティング株式会社